

水産教育のあり方に関する検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 今後の水産教育のあり方及び水産練習船のあり方について検討審議するため、「水産教育のあり方に関する検討委員会」(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員15名以内で組織する。

2 委員は、教育長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、平成21年6月までとする。ただし、特別の事情があるときは、各委員の承諾を得て、任期を延長することができる。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 委員会の議長は、会長をもって充てる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会に関する事務は、島根県教育庁高校教育課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。